

きたかみ応援飲食券 取扱店募集要項

1. 取扱店資格

飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得しており、次の要件を満たす応募申請のあった市内の店舗とする。

- ①北上市内で営業している中小企業（中小企業基本法において、中小企業として定義されるもの。）
- ②北上市内で営業している市内に本社を有する大企業。但し、ホテル又はコンベンション施設は、市外に本社を有する大企業も含める。

取扱店から次の事業者を除くこととする。

- ① スーパーマーケット・コンビニエンスストア
- ② 入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置等を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは経営に実質的に関与している団体、その他暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- ④ 下記4の①から⑤に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗など

2. 申し込み

飲食券の取扱いを希望する者は、指定の申請書により（一社）北上観光コンベンション協会に提出し登録の申し込みを行います。

登録申請書提出先

- 1 窓 口 （一社）北上観光コンベンション協会
- 2 F A X ・ 郵送又はメール
（一社）北上観光コンベンション協会
〒024-0061 岩手県北上市大通り1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ 1F
T E L 0197-65-0300 F A X 0197-88-3002
E-mail : ouenken_0197@kitakami-kanko.jp

3. 登録

登録資格の確認を行ったうえ、登録します。

4. 飲食券の取扱い

取扱店は飲食券を持参した消費者に対し、**令和2年7月1日（水）から令和2年12月31日（木）**までの間に限り、額面金額に相当する役務の提供又は物品の販売（店内での飲食、飲食物の持ち帰り・宅配）を行います。

ただし、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- ①不動産又は金融商品
- ②たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④国税、地方税及び使用料その他の公租公課
- ⑤原材料の仕入れや買掛金の支払いなど業務用の取引

5. 取扱店の遵守事項

- ①取扱店であることがわかるよう、配布したステッカーを見えやすい場所に掲示すること（ステッカーは1店舗＝1枚）。※コピーして使用可
- ②消費者が利用される飲食券について、受け取って問題ないか確認すること。
※すかし（コピーガード）がない、明らかに色合いが違うなど、偽造された飲食券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに北上商工会議所に報告すること。
- ③飲食券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券裏面に取扱店名を押印または記入すること。
- ④取扱店は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

6. 換金

飲食券を受け取った取扱店は次のとおり換金精算します。

- ①取扱金融機関 ・東北銀行北上支店
・北上信用金庫本支店（西和賀支店は除く）
- ②飲食券を換金期間内に取扱金融機関へ持参し、換金入金票・取扱金融機関の口座通帳を添えて換金請求します。
- ③金融機関から飲食券の額面金額をもとに、請求から5営業日以内に指定口座に入金します。
- ④換金期限 令和3年1月29日（金） ※12月28日～1月5日を除く
- ⑤振込手数料の取扱店負担はありません。

7. 第1次募集の締切

令和2年6月26日（金）午後5時 必着 【期日時間厳守】

※取扱店一覧（チラシ等）掲載の期限とします。

※締切日後も随時、登録受付とホームページ等により取扱店として掲載する予定です。

～ 取扱店 登録要件 ～

確認欄	要件
<input type="checkbox"/>	飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している
<input type="checkbox"/>	北上市内で営業している中小企業又は市内に本社を有する大企業 (但し、ホテル又はコンベンション施設は市外に本社を有する大企業)
<input type="checkbox"/>	取扱店募集要項 取扱店資格の除外事業者ではない

※全ての要件に該当する場合のみ取扱店として登録できます。

中小企業の定義

業種	中小企業		
	資本金・出資金		従業員数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他(②～④除く)	3億円以下	又は	300人以下
② 卸売業	1億円以下	又は	100人以下
③ サービス業（宿泊業）	5,000万円以下	又は	100人以下
④ 小売業（飲食業）	5,000万円以下	又は	50人以下